

運転者職場環境良好度認証制度 認証規則

制定日 2020 年 7 月 20 日

一般財団法人 日本海事協会

運転者職場環境良好度認証制度認証規則

目 次

1 章 総 則

- 1.1 一 般
- 1.2 認証段階

2 章 認 証

- 2.1 一 般
- 2.2 審査結果の公表
- 2.3 登録証書
- 2.4 認証マークの使用及び認証の引用
- 2.5 認証の取消

3 章 審 査

- 3.1 通 則
- 3.2 審 査
- 3.3 対面審査及び巡回チェックの準備等

4 章 手数料

- 4.1 手数料

5 章 雑 則

- 5.1 情報の提供
- 5.2 機密保持
- 5.3 異議申立て及び苦情
- 5.4 規則の適用

運転者職場環境良好度認証制度認証規則

制定： 2020 年 7 月 20 日 規則第 69 号

1 章 総 則

1.1 一 般

日本海事協会（以下「本会」という。）は、本規則の定めるところにより、自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の運転者の労働条件や労働環境に関する以下の分野の項目（以下「認証項目」という。）について審査し、審査結果の公表を行う（以下「審査・登録」について「認証」という）。

- A 法令遵守等
- B 労働時間・休日
- C 心身の健康
- D 安心・安定
- E 多様な人材の確保・育成
- F 自主性・先進性等

1.2 認証段階

認証段階は、事業者の取組状況に応じ、「一つ星」、「二つ星」及び「三つ星」とする。制度運用の成果・実施状況を踏まえ、必要に応じて本規則の見直しを行う。

2 章 認 証

2.1 一 般

- 1 本規則が認証の対象とする事業者は以下のとおりとし、運送事業の事業許可を取得後 3 年以上経過していることとする。ただし、事業許可取得後 3 年以上経過していない事業者であっても、企業グループの再編等により事業許可取得後 3 年以上経過している事業者の就業規則等を承継して運送事業を行っている場合等特別な事由がある場合には、この限りではない。
 - (1) トラック事業者
 - (2) バス事業者
 - (3) タクシー事業者（福祉限定及び個人を除く。）
- 2 本会は、事業者について、本会が別に定める認証基準を満たしていると認めた場合、当該事業者を登録簿に登録しウェブサイトで公表する。
- 3 事業者は、対象とする事業活動及び認証単位を特定して本会が定める方法により認証を申請するものとする。ただし、認証単位は、原則として事業者単位とし、複数の都道府県に営業所を有する事業者は、申請負担の軽減のため、事業者の選択により、認証段階ごとに一部

の都道府県を選択し当該都道府県内の全ての営業所を含めた申請を可能とする。なお、事業者が都道府県単位で申請する場合、申請については、当該都道府県において 2.1-7、2.1-8 及び 2.1-9 を準用し、認証については、申請した認証段階ごとに認証するとともに、2.1-10 及び 2.1-11 を準用する。

- 4 事業者は、認証の申請に際し、同意事項に同意の上、次の事項に関する情報を提供するものとする。
 - (1) 対象とする事業活動及び認証単位
 - (2) 事業者の名称及び住所
 - (3) 事業者の認証項目に関わる情報
- 5 本会は申請について、対象とする事業活動及び認証単位について確認し、受理する。必要な場合、認証を申請した事業者（以下「申請事業者」という。）と協議して申請の内容について修正を求めることがある。また、本会と他との関係が、申請事業者の認証の公平性に容認できない脅威を引き起こすと判断された場合、申請を受理しない。
- 6 2.5-1 各号いずれかの事由に該当し認証が取り消された場合（ただし、認証辞退の申出があったときを除く。）であって、当該事業者が再度認証を申請するときの取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 本会が取消を決定した日から 1 年を経過していること。
 - (2) 従前の認証段階に抛らず、「一つ星」の認証を申請すること。
- 7 事業者が新規で申請する場合は、「一つ星」の認証を申請することができる。「二つ星」の認証については、初めて受けた「一つ星」の認証の登録証書の有効期間開始日（以下「登録日」という。）から 1 年を経過してから申請することができる。「三つ星」の認証については、初めて受けた「二つ星」の認証の登録日から 1 年を経過してから申請することができる。なお、2.1-6 又は 2.1-9 に基づき再度認証を受けた場合は、初めて受けた認証として取り扱う。
- 8 事業者が「二つ星」又は「三つ星」の認証を受けている場合、登録証書の有効期間内に認証を受けている認証段階より下位の認証段階にて認証を申請することができる。
- 9 事業者が認証を受けた後、登録証書の有効期間内に継続申請を行わなかった場合であって、再度認証を申請するときの取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 「一つ星」の認証を申請すること。
 - (2) 前 (1) にかかわらず、有効期間満了日から 1 年以内に認証を申請する場合には、有効期間満了時の認証段階以下の認証段階にて再度認証を申請することができる。
- 10 事業者が認証を受けた後、認証を受けている認証段階より上位又は下位の認証を申請した場合であって、申請した認証段階の認証基準を満たすとき、当該申請時に受けていた認証段階の認証については、新たに認証された認証段階の登録日の前日まで有効とする。
- 11 事業者が「二つ星」又は「三つ星」の認証を申請した場合であって、本会による審査等（書面審査、対面審査及び巡回チェック）の結果、申請した認証段階の認証基準を満たさな

かったときの取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 申請した認証段階より下位の認証段階の認証基準を満たす場合は、当該認証基準を満たす認証段階で認証する。この場合において、事業者が申請時に受けていた認証段階の認証については、新たに認証された認証段階の登録日の前日まで有効とする。
- (2) いずれの認証段階の認証基準も満たさない場合は、認証を取り消すものとする。認証を取り消す際は 2.5 を準用し、再度認証を申請する場合の取扱いについては、2.1-6 を準用する。

2.2 審査結果の公表

- 1 本会は、登録簿に登録番号、登録年月日、登録が認められた事業者の名称、認証単位、営業所名及び所在地、事業活動並びに事業者のウェブサイトの URL を登録し、これを本会のウェブサイトに掲載することにより公表する。
- 2 本会のウェブサイトに公表された事業者（以下「認証事業者」という。）は、本会のウェブサイトに記載された事項に変更等がある場合は、本会にその内容をすみやかに通知しなければならない。
- 3 本会は、登録簿に登録された事項に変更が生じた場合には、登録簿及び本会のウェブサイトの変更を行う。

2.3 登録証書

- 1 本会は、認証制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）にて認証が承認され、登録料を支払った事業者に対し登録証書を発行する。登録証書の有効期間は、登録日から起算して2年を経過する日までの間とする。
- 2 新規申請の場合、登録日は、運営委員会にて認証が承認された日の翌月の1日とする。
- 3 継続申請であって有効期間満了日翌日の半年前以降から満了日までに申請が受理された場合、登録日は、前回の有効期間の満了日の翌日とする。
- 4 継続申請であって前-3 で規定する期間よりも前に申請が受理された場合、登録日は、運営委員会にて認証が承認された日の翌月の1日とする。
- 5 認証事業者は、広告、カタログ等の広報媒体で、認証について不正確なことを言及したり、誤解を招くような登録証書、認証マーク及び審査結果通知書の使用を行ってはならない。本会は、このような行為に対して、是正処置を要求する。必要な是正処置が行われない場合、本会は認証の取消、違反の公表又は必要に応じて法的手段を取る。
- 6 認証事業者は、2.5 により認証が取り消されたときには、登録証書をすみやかに本会に返還しなければならない。また、認証事業者は、認証について言及しているすべての宣伝、広告を中止しなければならない。
- 7 認証事業者は、登録証書を紛失又は汚損したときは、本会に再発行の申請をすることがで

きる。

- 8 認証事業者は、登録証書の記載事項に変更が生じたときは、本会に書換えの申請をしなければならない。

2.4 認証マークの使用及び認証の引用

2.4.1 認証マークの使用

認証事業者は、本会の定めた認証マークの使用基準に従い、認証マークを文書等に使用することができる。

2.4.2 認証の引用

認証事業者は、本会の定めに従い、認証の地位を文書等で引用又は表明することができる。

2.5 認証の取消

- 1 本会は、認証事業者が次のいずれかに該当した場合、別途定める方法に基づいて認証を取消し、当該認証事業者にその旨を通知するとともに、国土交通省に報告する。また、事実と大きく異なる内容を記載した場合や、書類を偽造した場合など、特に悪質と判断される場合、認証を取消した旨をウェブサイトで公表する。
 - (1) 登録証書の有効期間内に、認証事業者から認証辞退の申出があったとき
 - (2) 認証の前提となった申請書類の記載内容、対面審査又は巡回チェックの際に確認した資料又は事業者からの説明が事実と異なることが判明し、認証基準を満たさなくなったとき
 - (3) 認証の前提となった申請書類の記載内容、対面審査又は巡回チェックの際に確認した資料又は事業者からの説明が事実と異なる疑いが生じた場合において、本会からの質問や資料の提出依頼、巡回チェックへの対応依頼に対し、期限までに求められた対応を行わなかったとき
 - (4) 巡回チェックの実施に協力しないとき
 - (5) 登録証書の有効期間内に認証基準を満たさなくなったとき
 - (6) 認証が不正確に引用されたり、登録証書及び審査結果通知書が誤解を招くような方法で使用されたとき、また本会の定めた認証マークの使用基準が守られないとき
- 2 認証付与後に行政処分を受けた場合や、その後の状況変化等により認証基準を満たさなくなっている状況が確認された場合、適切な措置を書面で確認でき、また、フォローアップ審査（是正措置の確認のため追加で行う審査）を行った際に必要な措置が講じられていること等を条件に、即時の認証取消は行わない（ただし、重大な行政処分を受けた場合及び認証時の虚偽の申請又は説明（以下「虚偽申請等」という。）が明らかになった場合を除く）。

3 章 審 査

3.1 通 則

- 1 認証の申請は、事業者が行わなければならない。
- 2 認証における審査は、事業者からの申請により、登録証書の有効期間内であっても実施することができる。
- 3 「一つ星」及び「二つ星」の認証は、原則として、事前スクリーニング及び書面審査により行う。ただし、申請内容に疑義等のある場合、対面審査を実施することができる。また、「三つ星」の認証については、事前スクリーニング、書面審査及び対面審査により行う。
- 4 本会は、「一つ星」及び「二つ星」の認証後に、一定の割合で抽出された事業者に対して巡回チェックを行い、その結果、2.5 に該当すると判断される場合には同規定に従って認証の取り消しを行う。
- 5 本会は、「三つ星」の認証後に、本会が必要と判断した事業者に対して巡回チェックを行い、その結果、2.5 に該当すると判断される場合には同規定に従って認証の取り消しを行う。
- 6 本会は、対面審査及び巡回チェックの実施に先立って、日程及びチーム編成を含む計画書を事業者に通知する。
- 7 本会は、書面審査、対面審査及び巡回チェックの実施後、それぞれの結果を書面にて事業者へ通知する。なお、対面審査を実施した場合は、対面審査の実施後、書面審査及び対面審査の結果をあわせて事業者へ通知する。

3.2 審 査

3.2.1 一 般

審査では、3.2.2 に定める事前スクリーニングのうえ、3.2.3 に定める事業者に関する提出文書を審査し、提出文書が認証項目を満たすことを確認する。

なお、違反等の内容が軽微なものであり、かつ適切な是正措置等が取られていると認められる場合は審査委員会の審議に付することができる。

3.2.2 事前スクリーニング

本会は、申請事業者が次のいずれかに該当する場合、書面審査を行わない。

- (1) 審査手数料が支払われないとき
- (2) 事業者による重大な法令違反など、社会的に理解が得られない事業活動実績が確認されたとき
- (3) 事業者が故意の虚偽申請等を行っていた事実が判明したとき

3.2.3 提出文書

- 1 申請事業者は、自認書及びその添付書類等を本会に提出しなければならない。
- 2 本会は、必要と認めた場合、前-1の文書以外に、本認証に関する追加の資料を要求することができる。

3.2.4 書面審査

本会は、書面審査において、認証項目を満たさない事項が提出文書に認められた場合、その改訂を要求する。

3.2.5 対面審査及び巡回チェック

- 1 「一つ星」及び「二つ星」の認証については、申請内容に疑義等のある場合、対面審査を実施することができるものとし、また「三つ星」の認証については、認証を申請する全ての事業者に対して対面審査を実施する。
- 2 本会は、認証制度の信頼性を確保することを目的とし、「一つ星」及び「二つ星」の認証について登録証書の発行後同証書の有効期間内に、審査委員会の決定にしたがって一定の割合で選定された事業者に対し巡回チェックを実施する。巡回チェックは、原則として、選定された事業者の営業所において実施する。信憑性のある情報等によって虚偽申請等の疑いがある事業者については、本会が追加で提出を求めた証拠書類の速やかな提出等により申請内容が正しいことが立証された場合等を除き、原則として巡回チェックを実施する。なお、巡回チェックの実施に協力しない場合は認証を取り消す。また、巡回チェックの際には、少なくとも申請書類の根拠となる乗務記録等の書類やデジタル式運行記録計等の物件のサンプルチェックを行う。
- 3 本会は、事業者の認証維持状況の確認を目的とし、必要と判断した場合は、「三つ星」の認証を受けている事業者について巡回チェックを実施することができる。
- 4 対面審査及び巡回チェックは、原則として当該事業者の書面審査を実施した審査員及び他の審査員もしくは本会がアドバイザー契約を結んだ社会保険労務士又は行政書士の2名で構成する審査チームにより行う。

3.3 対面審査及び巡回チェックの準備等

3.3.1 対面審査及び巡回チェックの準備

- 1 対面審査及び巡回チェックを受ける事業者は、本会が通知する審査計画に基づき、審査の準備をしなければならない。
- 2 事業者は、審査を受けるとき、その実施を援助できる者を立会わせなければならない。また、認証項目に関するすべての文書及び記録を審査員が利用可能なように準備しなければならない。
- 3 事業者は、審査を目的とした全てのプロセス、領域、記録及び要員へのアクセス並びに文書の調査のための用意を含む審査を実施するために必要となるあらゆる手配を行わなければならない。

ばならない。

3.3.2 審査の停止

審査に際して、必要な準備がなされていないとき、必要な立会者がいないとき又は危険性があると審査員が判断するときは、審査を停止することがある。また、審査の再開ができない場合は、2.5-1(4)に該当するものとして扱う。

4 章 手数料

4.1 手数料

本会は、次のいずれかに該当する場合、別に定めるところにより手数料を請求する。

- (1) 各認証段階の申請を受理したとき
- (2) 各認証段階の登録証書の発行を行うとき
- (3) 事業者より各認証段階の登録証書の再発行又は書換えの申請を受けたとき

5 章 雑 則

5.1 情報の提供

事業者は、本会が認証に関し、必要と認める十分かつ正確な情報を提供しなければならない。

5.2 機密保持

本会は、認証業務の過程において知り得たある特定の事業者に関する情報は、その事業者の書面での同意がない限り第三者に開示しない。法律で第三者に情報を開示するよう要求されている場合には、法律に従って開示する情報をその事業者に対し事前に通知する。

5.3 異議申立て及び苦情

- 1 申請事業者及び認証事業者（以下「申請事業者等」という。）は、本会の行う決定（審査結果等）に対して不服がある場合に本会に対して異議申立てをすることができる。
- 2 申請事業者等は、異議申立てをする場合、本会の決定があったことを知った日の翌日から起算して45日以内に文書で表明しなければならない。
- 3 申請事業者等は、本会の決定があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、異議申立てをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。
- 4 本会は、異議申立てを受けた場合、指定者（国土交通省）と協議の上、公正な処理を行う。
- 5 申請事業者等に勤務する運転者及び従業者等の関係者は、本認証制度に係る本会の活動及び認証事業者の認証の適切性又は認証範囲内の活動に関し、苦情を申立てることができる。

- 6 申請事業者等に勤務する運転者及び従業者等の関係者は、苦情を申立てる場合、その事由が発生した日から 45 日以内に文書で表明しなければならない。
- 7 本会は、苦情の申立てを受けた場合、必要な調査を行いその結果に基づき、申立者に回答を送付する。申立者が回答に不服があり、さらなる調査を申し出た場合で必要と認められた場合、指定者と協議の上、公正な処理を行う。
- 8 2.5 による認証の取消しに対しての異議申立てであって、本会が当該申立てを妥当なものと認めた場合、対象となる認証は取消し後も継続していたものとみなす。

5.4 規則の適用

本規則が変更になった場合、申請事業者等については申請時点の規則を適用できる。

附 則（制定： 2020 年 7 月 20 日 規則第 69 号）

この規則は、2020 年 7 月 20 日から施行する。

本規則は、当面試行運用について適用するものとし、その成果・実施状況を踏まえ必要に応じて本認証規則の見直しを行った上で、2021 年度以降の本格運用を実施する。

附 則（一部改正： 2021 年 7 月 9 日 規則第 39 号）

この規則は、2021 年 7 月 12 日から施行する。

附 則（一部改正： 2022 年 12 月 2 日 規則第 102 号）

この規則は、2022 年 12 月 2 日から施行し、2022 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（一部改正： 2025 年 4 月 14 日 規則第 5 号）

この規則は、2025 年 4 月 1 日から施行し、5.4 項の規定にかかわらず、2025 年 4 月 1 日から適用する。